

# 令和7年度 事業のご案内 (岡山市 総合特区関係)



医療政策推進課 医療福祉戦略室

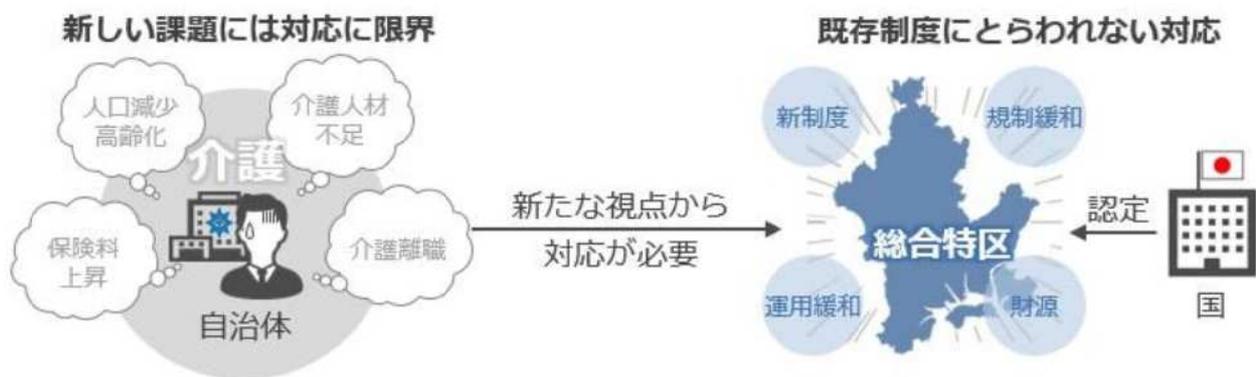


## 1 | 目次



	項目	参照ページ	主な対象	事業案内の時期
1	総合特区事業の概要	2～4ページ	全事業所	
2	ケアマネインセンティブ事業	5～6ページ	居宅介護支援	4月頃
3	訪問介護インセンティブ事業	7～9ページ	訪問介護	4月頃
4	最先端介護機器貸与モデル事業	10～11ページ	居宅介護支援 ・介護予防支援	4月頃
5	高齢者活躍推進事業	12～13ページ	通所介護	5月頃

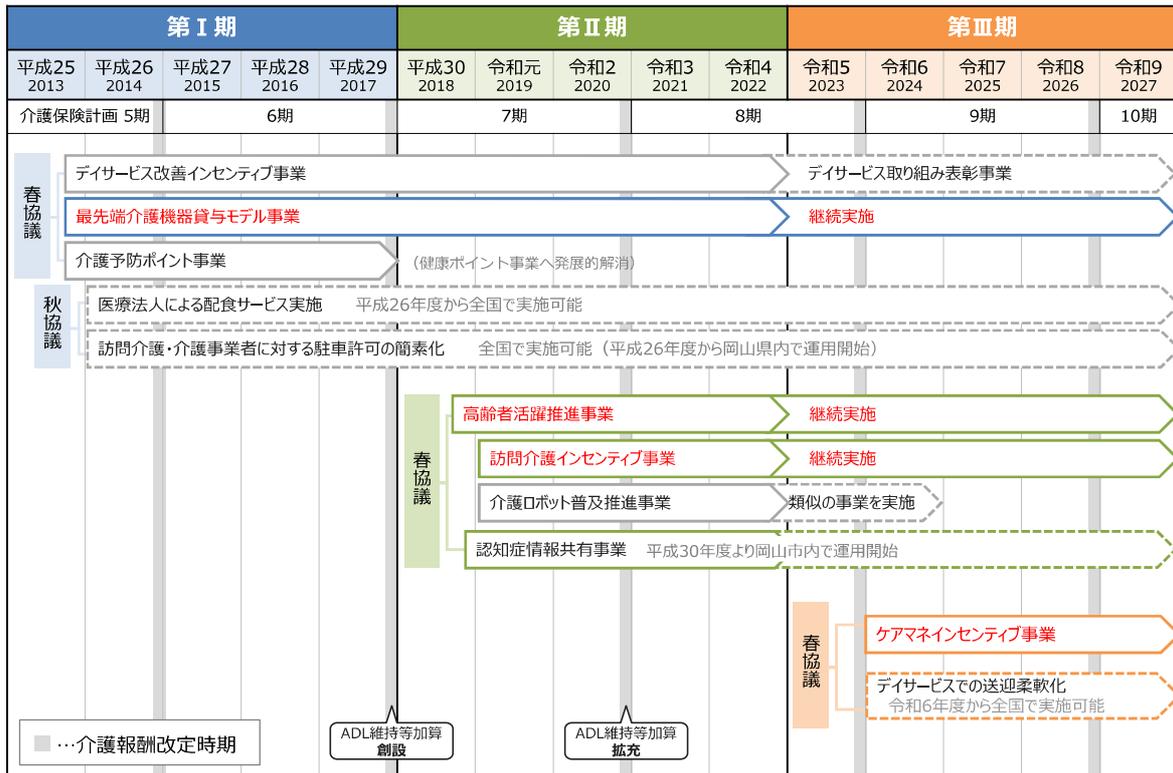
- ◆ **総合特区**とは、地域のさまざまな課題を解決するために定められた国の制度です。
- ◆ 国から総合特区の認定を受けた自治体は、国と協議して従来の規制を緩和したり、全く新しい制度を実施したりといった特別な措置をその地域限定で実施することができるようになります。



## 3 岡山市の総合特区

- ◆ 岡山市では「高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の構築」をコンセプトに、全国でも数少ない「在宅介護」に焦点をあてた総合特区（**AAAシティおかやま**）を平成25年から実施しています。
- ◆ 総合特区では目標を達成するためにさまざまな事業を実施しており、特に効果があったものは全国的にも広がるよう国に要望します。これまでもさまざまな制度が岡山市の働きかけをきっかけに全国へ広がっており、これからも「**地方から国を動かす**」ことを目指します。





## 5 ケアマネインセンティブ事業の概要

### 事業の狙い・背景

- ◆ 介護サービス全体として利用者の「状態維持・改善」が求められており、居宅介護支援（ケアマネ）事業所でも利用者の状態像を見極め、その人により適したケアマネジメントの実施が必要となっている。
- ◆ そのためには幅広い専門職と連携し、さまざまな視点から利用者の状態像を把握できることが望ましい。  
➔ 国は医療職との連携には加算制度を創設しているが、その他専門職との連携については対応が不十分。

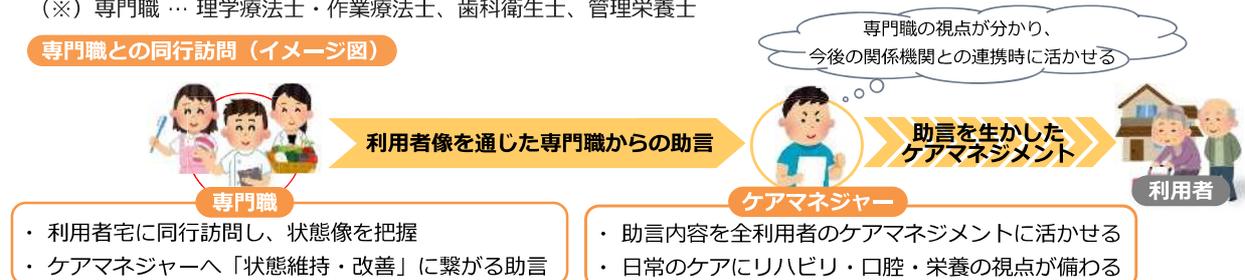
市はこの状況を改善するため令和6年度から本事業を開始。事業結果を元に国と新たな制度創設を協議する。

### 事業内容

- ◆ 市が事業所に無償で派遣する専門職（※）が、ケアマネジャーと利用者宅に同行訪問して実際に利用者の状態像を確認し、ケアマネジャーに対して利用者の「状態維持・改善」に繋がる助言を行う。

（※）専門職 … 理学療法士・作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士

#### 専門職との同行訪問（イメージ図）



- ・ 利用者宅に同行訪問し、状態像を把握
- ・ ケアマネジャーへ「状態維持・改善」に繋がる助言

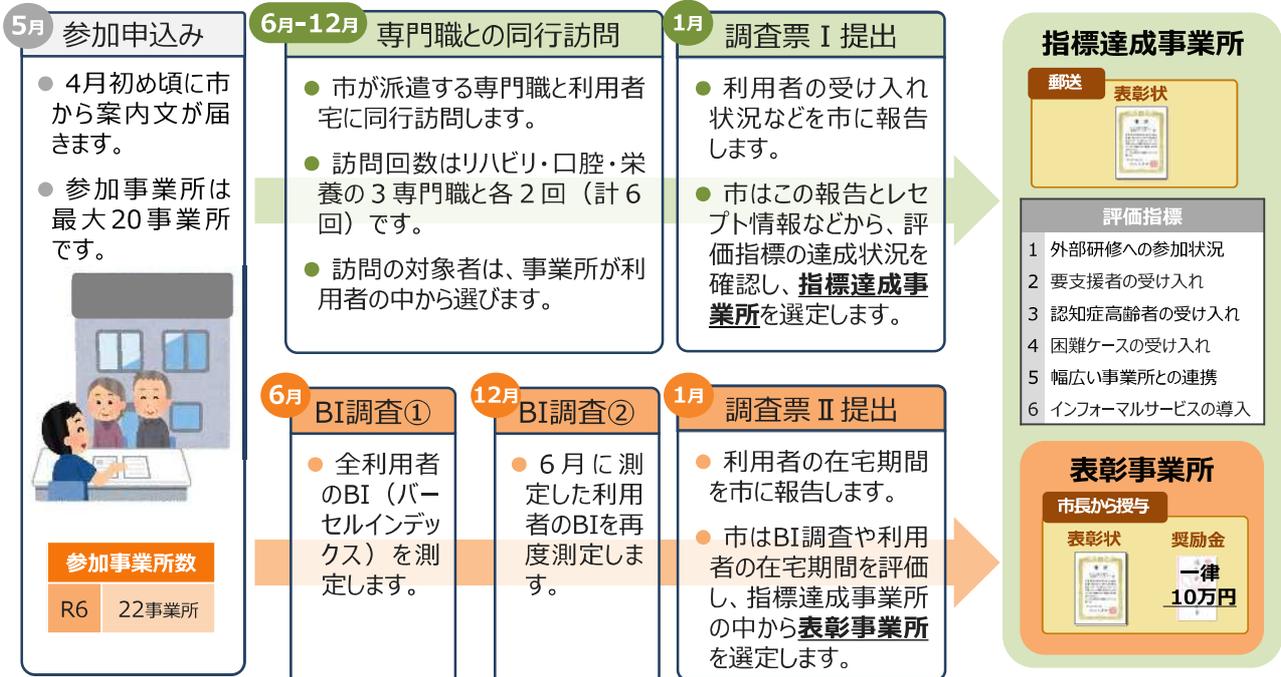
- ・ 助言内容を全利用者のケアマネジメントに活かせる
- ・ 日常のケアにリハビリ・口腔・栄養の視点が備わる

- ◆ そのほか、事業所は利用者のBI（バーセルインデックス）を年2回測定して状態変化を把握するとともに、事業期間中の取り組みを示す調査票を提出する。

- ◆ 年度末には市が利用者の状態維持・改善に取り組んだ事業所を表彰し、特に改善度合いの高かった上位10事業所には市長からの表彰状と奨励金（10万円）を交付する。

## 6 ケアマネインセンティブ事業の流れ

- ◆ 参加事業所は、①専門職と同行訪問し、②市が設定した「評価指標」（要支援者の受け入れなど）を一定以上達成することで**指標達成事業所**となり、市から**表彰状が授与**されます。
- ◆ さらにその中で、**利用者の状態維持・改善した度合いが高い上位10事業所**には**市長からの表彰**に加えて、**奨励金（10万円）**が交付されます。



## 7 訪問介護インセンティブ事業の概要

### 事業の狙い・背景

- ◆ 介護サービス全体として利用者の「状態維持・改善」が求められており、訪問介護でも利用者の状態像を見極め、その人により適した介護サービスの提供が必要となっている。
- ◆ そのためには幅広い専門職と連携し、さまざまな視点から利用者の状態像を把握できることが望ましい。  
→ 国は生活機能向上連携加算を創設するなどしているが、未だ普及には至っていない。

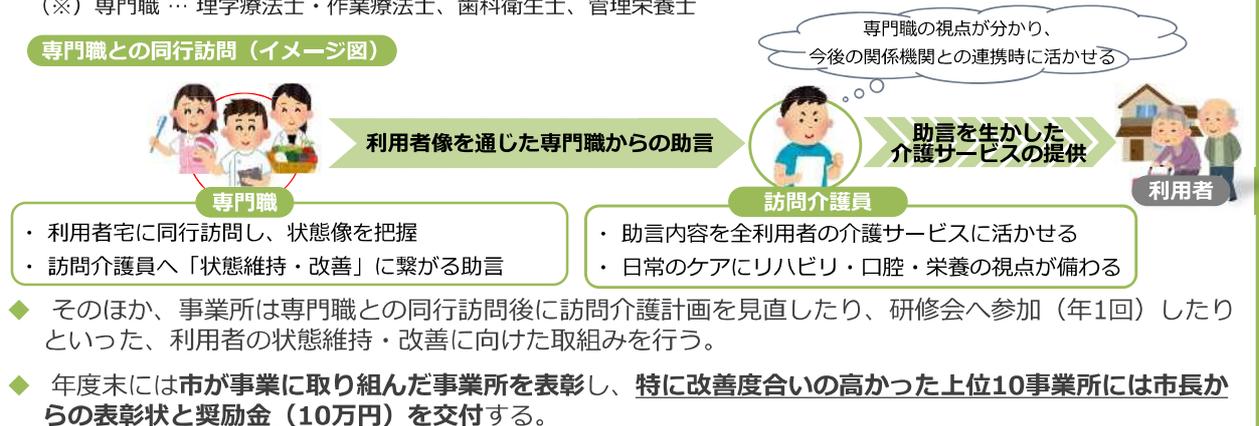
市はこの状況を改善するため令和元年度から本事業を開始。事業結果を元に国と新たな制度創設を協議する。

### 事業内容

- ◆ 市が事業所に無償で派遣する専門職（※）が、訪問介護員と利用者宅に同行訪問して実際に利用者の状態像を確認し、訪問介護員に対して利用者の「状態維持・改善」に繋がる助言を行う。

（※）専門職 … 理学療法士・作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士

#### 専門職との同行訪問（イメージ図）



## 8 訪問介護インセンティブ事業の流れ

- ◆ 参加事業所は、①利用者5名を対象に専門職との同行訪問や、②訪問後の訪問介護計画見直し、③市主催の研修会に参加（年1回）すれば**指標達成事業所**となり、市から**表彰状が授与**されます。
- ◆ さらにその中で、**利用者の状態維持・改善した度合いが高い上位10事業所**は**表彰事業所**となり、**市長からの表彰**に加えて、**奨励金（10万円）**が授与されます。

### 5月 参加申込み

- 利用者の中から事業の対象となる5名を選びます。

#### 全利用者

#### 事業対象者



#### 参加事業所数

R6	12	R3	16
R5	12	R2	13
R4	15	R元	16

### 6月-1月

#### 専門職との同行訪問

- 事業対象者ごとにア、イの専門職と同行訪問し、その後に訪問介護計画を見直します。（見直した結果、変更なしもOK）

#### ア. 理学療法士 又は 作業療法士 （年2回）

- 訪問回数は年2回（①6月～8月、②11月～翌年1月）
- 専門職は利用者像をBI（バーセルインデックス）で点数化し、前後の比較から利用者の状態維持・改善度合いを測ります。

#### イ. 歯科衛生士 又は 管理栄養士 （年1回）

- 訪問回数は年1回（6月～12月）
- 事業所の希望に応じて、1人の事業対象者に歯科衛生士、管理栄養士の両方が同行訪問できます。

### 10月頃

#### 研修会参加（年1回）

- 市主催の研修会（内容：利用者の自立支援）に参加します。
- 研修会は同じ内容で複数回行う他、Zoom参加も可能です。

### 3月

#### 表彰状 奨励金 （インセンティブ）

- 「専門職との同行訪問」や「研修会参加」に取組んだ**指標達成事業所**の中から、**利用者の状態維持・改善度合い**に応じて**表彰事業所**を選定します。

#### 表彰事業所

#### 市長から授与



#### 指標達成事業所

#### 郵送



## 9 （参考）表彰式と市HP掲載・PRパンフレット作製



表彰式の様子  
（過去のインセンティブ事業）



- ◆ 岡山市長から表彰事業所に対して、**表彰状及び奨励金（10万円）**を授与

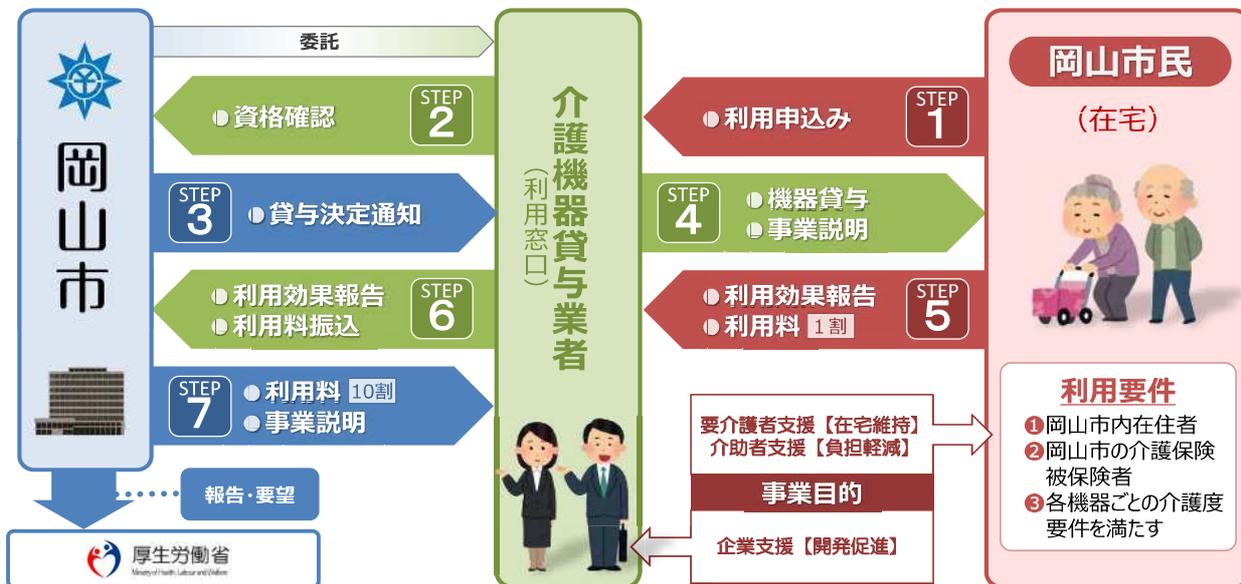
- ◆ 指標達成事業所及び表彰事業所は、**岡山市のホームページ及びPRパンフレット**にて情報公開

URL : <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000036253.html>



## 事業の概要

- ◆ 市内で在宅で暮らす高齢者（要支援・要介護）に、**福祉用具貸与の対象となっていない介護機器を1割の自己負担で貸与**する。
  - ◆ 貸与機器は全国公募で選定。各受託業者が効果検証し、市はその結果を基に**国に福祉用具貸与の種目追加等を要望**する。
- ➔ 事業開始時から厚生労働省の福祉用具に係る評価検討会に、継続して要望を実施



# 11 貸出対象機器（令和7年度）

## 貸出対象機器

これまでに5回の公募を行い16機器を採用。令和7年度は3機器の貸出を予定。

**外出確認 ITSUMO2 (いつも2)**

靴などに装着できるGPS端末。知らない間に外出してしまった高齢者の居場所をスマホ等の地図で確認することができる。



お問い合わせ・お申し込み

株式会社つばさ  
☎ 088-626-7131

**服薬支援 お薬飲んでね!**

あらかじめセットされた薬が光と音による促しにより、服薬の時間等を知らせる。家族の声を録音し、その声による促しも可能。



お問い合わせ・お申し込み

ダスキンヘルスレント  
岡山ステーション  
☎ 086-244-9855

**日常生活支援 パワーアシストグローブ**

握る動作や、指を開く動作を空気力で動く人工筋がやさしくサポートします。

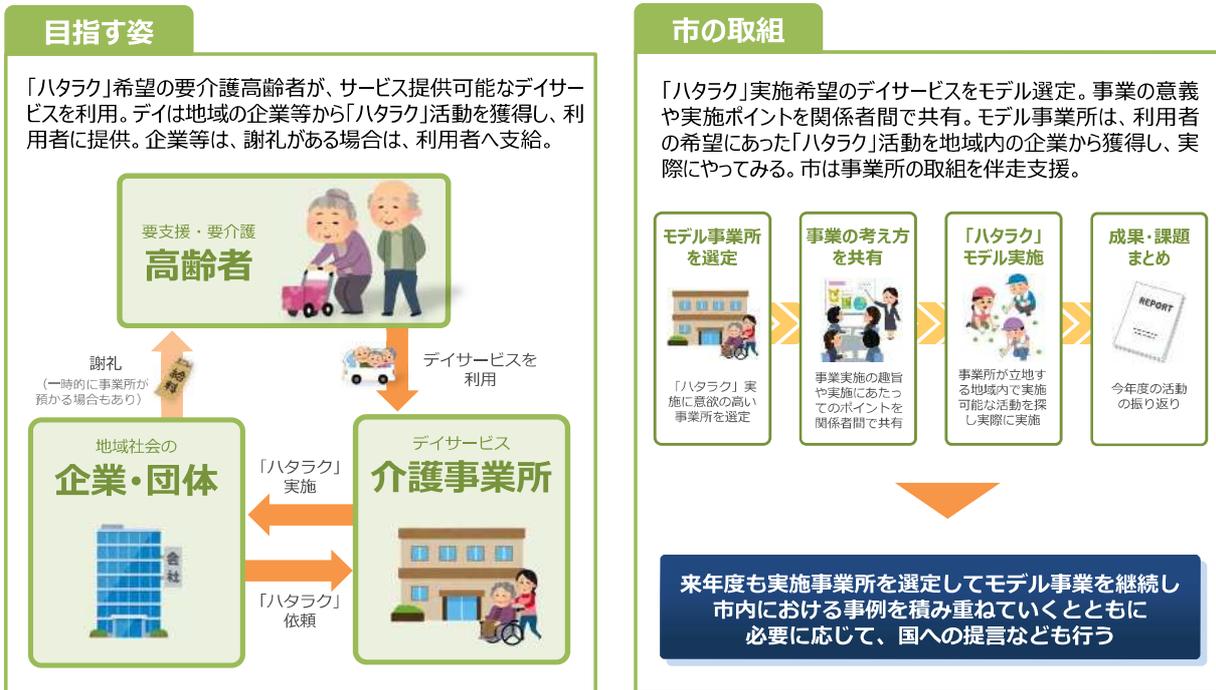


お問い合わせ・お申し込み

ダイヤ工業株式会社  
☎ 086-282-1217

★貸し出し希望の場合は各機器のお問い合わせ先のご連絡ください★

意欲と能力（できる）のある要介護高齢者が、通所介護事業所の介護保険サービスを通して地域を舞台とした就労的社会的参加活動「ハタラク」を行う。



モデル事業所における取組の結果、下記のような「ハタラク」の実践につながっている。  
※この他事例…のぼりキットの作製・梱包、収穫野菜の袋詰め、スポーツジムの鏡拭き、病院売店での製品販売 等

### 小売店舗敷地内の草抜き

協力団体 岡山コープ

- 岡山コープ西大寺店敷地の草抜きを月2回（30分程度）実施
- 謝礼…あり
- コープエプロンを着用して実施
- 終了後、即謝礼渡し、コープで買物



### 町工場からの内職

協力団体 フジミツグループ

- 返品商品からのタグ取り外しを月2回（作業1時間程度）実施
- 謝礼…あり
- タグを外した商品は箱に並べて入れる



### 軽作業・箱組立て

協力団体 岡田商運

- 地元企業がお祭りで使用するクスマスグッズを製作
- 謝礼…あり



### 公園の清掃

協力団体 岡山市、町内会

- 事業所近隣の市公園の清掃を月2回（30分程度）実施
- 謝礼…なし
- 清掃用具は、町内会が無償貸与。



岡事指第 1575 号  
令和 7 年 2 月 10 日

介護保険施設・事業所管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

令和 7 年 4 月 1 日を適用開始とする介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(通知)

平素から、介護保険行政の推進につきまして、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年報酬改定における経過措置の終了に伴い、新たな加算等の追加や廃止についての「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」(以下、「体制届」という。)の添付書類(「体制等状況一覧表」等)の様式改訂が予定されています。このため、本市が所管する介護保険施設・事業所について、令和 7 年 4 月 1 日を適用開始年月日とする体制届等の提出期限を、岡山市の取扱いとして令和 7 年 4 月 15 日(火)とします。

なお、体制届については、今後国が示す新様式により提出してください。新様式が決まり次第、当課ホームページに掲載しますので、ご対応の程よろしく申し上げます。

■ 令和 7 年 4 月 1 日を適用開始年月日とする場合の体制届等の提出期限

令和 7 年 4 月 15 日(火)

※経過措置終了の事項に限らず、全ての事項の体制届を対象とします。

■ 令和 6 年報酬改定における経過措置の終了事項

サービス種類等	変更点	留意事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・訪問介護</li><li>・(介護予防)訪問入浴介護</li><li>・(介護予防)訪問看護</li><li>・(介護予防)訪問リハビリテーション</li><li>・(介護予防)福祉用具貸与</li><li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li><li>・第一号訪問事業(総合事業)</li></ul>	<p>「業務継続計画策定の有無」</p> <p>「1:減算型」</p> <p>「2:基準型」</p> <p>を新設</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務継続計画を未策定の事業所は「1:減算型」として体制届を必ず提出のこと。</li><li>・届出がない場合は「2:基準型」とみなす。 ※岡山市の取扱い</li><li>・届出のない事業所で業務継続未策定が確認された場合は、令和 7 年 4 月に遡って介護報酬の返還となる。</li></ul>

サービス種類等	変更点	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(介護予防) 短期入所生活介護</li> <li>・(介護予防) 短期入所療養介護</li> <li>・特定施設入居者生活介護 (短期利用型)</li> <li>・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護</li> <li>・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)</li> <li>・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)</li> <li>・複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)</li> <li>・複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)</li> </ul>	<p>「身体拘束廃止取組の有無」</p> <p>「1：減算型」 「2：基準型」</p> <p>を新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等の適正化に係る措置を講じていない事業所は、「1：減算型」として体制届を必ず提出のこと。</li> <li>・届出がない場合は「2：基準型」とみなす。 ※岡山市の取扱い</li> <li>・届出なく事業所で必要な措置を講じていないことが確認された場合は、事実が生じた月から3月以降に改善計画に基づく改善が認められた月まで減算となる。</li> </ul>
介護職員等処遇改善加算算定可能サービス	<p>介護職員等処遇改善加算</p> <p>「加算Ⅴ(1)」～ 「加算Ⅴ(14)」</p> <p>を廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存届出が今回廃止対象の加算区分で新たな届出がない場合は「なし」とみなす。</li> <li>・加算1～加算Ⅳの要件に即した処遇改善計画書及び体制等の届出を行うこと。</li> </ul>

#### ■ 特例の対象となる体制届等

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・各種加算届出書等の添付書類
- ・令和7年度処遇改善計画書

#### ■ 届出に係る留意事項

- ・届出している報酬体制を変更する場合は、届出が必要となります。
- ・加算等の内容に変更がない場合は、届出の必要がありません

【お問い合わせ先】 〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4F  
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

訪問居宅事業者係 TEL：086-212-1012  
通所事業者係 TEL：086-212-1013  
施設係 TEL：086-212-1014

岡事指第 1574 号  
令和 7 年 2 月 10 日

介護保険施設・事業所管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

### 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の受理通知の廃止について(通知)

平素から、介護保険行政の推進につきまして、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、従来、本市では、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下、「体制届」という。）が提出された際は、受理通知書を送付していましたが、「電子申請届出システム」の運用を開始したことに伴い、下記のとおり、受理通知を廃止することとします。

### 記

#### 1 受理通知書を廃止する届出書類

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

#### 2 変更時期

令和 7 年 4 月 1 日適用開始の体制届から

#### 3 届出書の受付記録

「電子申請届出システム」にて申請・届出をした場合は、提出完了時及び届出受理時に登録したアドレスに自動メールでお知らせします。

なお、紙による届出書の受付記録を希望する場合は、提出された届出書に受付印を押印しますので、以下の書類を窓口にご持参又は郵送ください。

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の控え
- ・返信用封筒

※返信先のあて名を記入し必要額の切手を貼付してください。持参にて受付を行う場合は不要です。

また、体制届の控えに押印される受付印は、届出書が当市受付窓口に到着した日付を示すものであり、体制届出書の受理及び手続の完了を意味するものではありません。

体制届の控えの返送後も、提出書類の補正、差し替えや再提出を求める場合があります。

#### 4 留意事項

- ・ご提出の際には、届出書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることを必ずご確認ください。
- ・受理後、届出書類はお返ししませんので、各自で必ず写しを保管してください。

【お問い合わせ先】 〒700-0913 岡山市北区大供三丁目 1-18 K S B 会館 4F  
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課  
訪問居宅事業者係 TEL：086-212-1012  
通所事業者係 TEL：086-212-1013  
施設係 TEL：086-212-1014